

1-3 子ども家庭支援に携わる職員の人材育成について

○国の方針・方向性

- ・子ども家庭支援に携わる職員の人材育成に関する計画を策定すること。
- ・平成 28 年児童福祉法等改正法により、要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者については、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の受講（以下「要対協調整担当者研修」という。）が義務付けられた。
- ・要対協調整担当者研修の到達目標は、全ての子ども家庭支援に係わる職員に必要なものであり、研修対象を広げる必要がある。特に、子ども家庭総合支援に携わる人材は全てその到達目標を達成すべく知識や技能を向上させる必要がある。

○堺市の現状

- ・要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者に、要対協調整担当者研修を平成 29 年度から実施し、その他、毎年、能力向上研修も実施している。

○堺市の方向性と具体的取組

- ・要保護児童対策調整機関に、新たに配属された職員は調整担当者研修の受講を必須とする。
- ・子ども家庭総合支援に携わる職員に対し、計画的に調整担当者研修の受講を促す。

<参考> 堺市の平成 30 年度要対協調整担当者研修カリキュラム

科目名	細目（抜粋）	科目名	細目（抜粋）
①子どもの権利擁護と倫理	○子どもの権利の考え方 ○児童福祉法の理念	⑧子どもの成長・発達と生育環境	○子ども及び保護者の精神や発達等の状況
②子ども家庭相談援助制度及び実施体制	○子ども家庭の問題に関する現状と問題	⑨子どもの生活に関する諸問題	○いじめ、子どもの貧困等の社会的問題
③要保護児童対策地域協議会の運営	○要保護児童対策地域協議会の運営・業務 ○調整機関の役割	⑩子ども家庭支援のための ソーシャルワーク	○ソーシャルワークの方法論に基づいた子ども家庭支援のあり方 ○支援計画の立て方
④会議の運営とケース管理	○要保護児童対策地域協議会で扱うケースの管理	⑪子ども虐待対応	○子ども虐待の発生予防 ○通告の受理、安全確認
⑤児童相談所の役割と連携	○市町村子ども家庭相談と児童相談所との協働	⑫母子保健の役割と保健機関との連携	○母子保健事業の展開と実務 ○特定妊婦の把握と支援
⑥子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	○子ども面接・家族面接・家庭訪問のあり方	⑬子どもの所属機関の役割と連携	○教育機関との連携のあり方 ○保育所等の利用と連携のあり方
⑦社会的養護と市町村の役割	○ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方	⑭子どもと家族の生活に関する法令と制度の理解と活用	○ひとり親家庭の支援制度 ○生活保護制度・低所得者対策制度

※能力向上研修については、毎年、5 回程度開催し、幅広い専門知識の習得及び相談技術の向上をめざしている。